

長浜市住生活基本計画【概要】

1. 背景と目的

本市では、平成 26（2014）年に『長浜市住生活基本計画』を策定し、その後、社会情勢の変化にあわせて3度の計画変更を行い、住宅施策を進めてきました。

しかし近年、少子高齢化等人口構成の変化への対応、空き家対策、住宅の確保が困難な世帯への支援、気候変動への対応、住まい方の変化や新技術の進展、災害への備えなど、住生活を取り巻く課題は多様化し、より幅広い対応が求められています。

国の『住生活基本計画（全国計画）』および滋賀県の『滋賀県住生活基本計画』では、こうした社会情勢を踏まえ、それぞれ令和 3（2021）年、令和 4（2022）年に見直しが行われました。

本市においても、これら的情勢変化を踏まえ、住生活の理念や目標、施策の方向性を改めて明確にし、住宅政策をより総合的かつ計画的に推進するため、本計画を見直すこととしました。

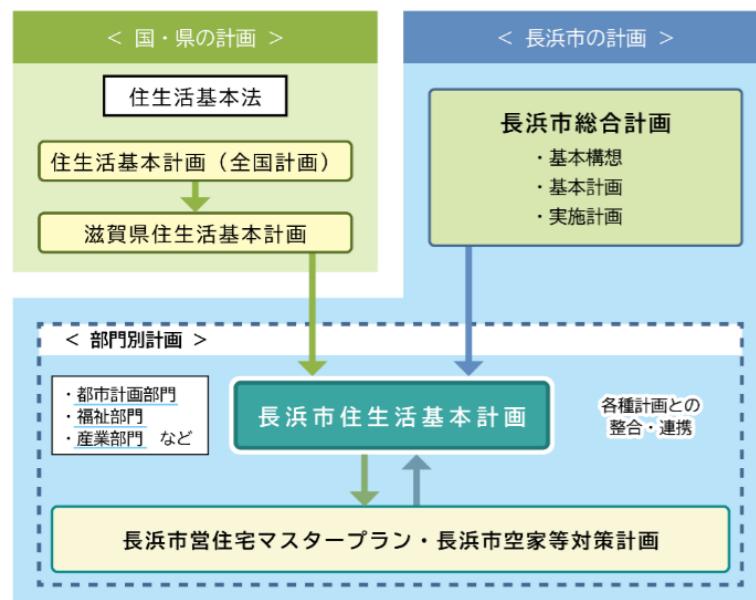
2. 計画期間



本計画は、10年間の令和17年度までを期間とします。

なお、国、県の動向や社会情勢の変化などを的確に対応するため、概ね5年ごとに適切な検証、評価を行い、計画の見直しを図ります。

3. 計画の位置づけ



長浜市住生活基本計画は、『長浜市総合計画』を上位とする住宅部門の計画として位置づけ、他の計画と整合・連携を図りながら策定するものです。

また、住生活基本法に基づき「住生活基本計画（全国計画）」及び「滋賀県住生活基本計画」に即して策定しています。

4. 長浜市の住生活を取り巻く課題、計画策定の視点

課題

人口構成変化への対応

○本市の人口は、減少傾向かつ少子高齢化の傾向が拡大。高齢者（65歳以上）世帯数も増加。

○外国人人口及び外国人世帯は、増加傾向。地域組織と外国人世帯の相互理解の促進が必要。

空き家の存在、今後進行する分譲マンションの老朽化

○市内における空き家率は5.1%で、地域別では3.1%～15.9%の割合で分布（本市調査）。

○市内の高経年マンションは現時点では少ないものの、約10年後には57.3%にあたる590戸（7棟）が築30年以上となり、急増することが見込まれる。

住宅の確保が困難な世帯への支援

○生活保護世帯数は平成27（2015）年以降、減少傾向、しうがい者数は、令和2（2020）年以降、増加傾向。

○低所得層や高齢者・しうがい者を支援する住宅セーフティネットの機運の高まり。

気候変動問題

○本市では、令和4（2022）年に「長浜市ゼロカーボンシティ」を宣言。また、令和5（2023）年には「ながはまゼロカーボンビジョン2050」を策定し、市全体の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指している。

新しいライフスタイル、多様な住まい方の広がり

○全国的な傾向として、新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心が高まっている。また、テレワーク等を活用した地方、郊外での居住、二地域居住など複数地域での住まいを実践する動きが本格化。

頻発化・激甚化する災害

○近年、台風等に伴う大規模な風水害や土砂災害が頻発化・激甚化していることに加え、南海トラフ巨大地震や直下型地震の発生が懸念される。

計画策定の視点

視点1：「社会環境の変化」の視点

○安全な住宅・住宅地の形成等

○新しい生活観、DXの推進等

視点2：「居住者・コミュニティ」の視点

○子どもを産み育てやすい住まいづくり

○高齢者等が安心して暮らせる住環境の整備

○セーフティネット機能の整備

○多文化共生の推進

視点3：「住宅ストック・産業」の視点

○住宅循環システムの構築等

○空き家の管理・除却・利活用

○移住・定住の促進

○空き家を予防するための意識啓発

【基本理念】
安全・安心で
住みごこちを高める
豊かな住まいづくり

安全・安心で住みこなす、豊かな住まいづくり

基本理念

